

**古河市社会教育施設
指定管理者募集要項**

令和 7 年 4 月

**古河市教育委員会
社会教育施設課**

目 次

1. 募集の概要	0
2. 対象施設の概要.....	1
3. 指定管理者が行う業務の範囲.....	3
4. 事業収支に関する事項.....	4
5. リスク分担に関する事項	12
6. 応募者に関する事項	15
7. 募集等に関する事項	16
8. 応募に関する事項	19
9. 選定に関する事項	20
10. 協定に関する事項	21
11. 引き継ぎに関する事項.....	22
12. その他の注意事項	22
13. 様式及び資料	25
14. 参考例規.....	25

古河市社会教育施設の設置趣旨に沿った管理業務を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び古河市公民館の設置及び管理に関する条例及び古河市地域交流センターの設置及び管理に関する条例、古河市立図書館の設置及び管理等に関する条例(以下、「設置管理条例」という)の規定により、古河市社会教育施設の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1. 募集の概要

(1) 対象施設

古河市社会教育施設 10 施設（以下、「社会教育施設」という）

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(3) 募集及び選定の方式 《 詳細は「7. 募集等に関する事項」参照 》

「古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下、「手続条例」という）」の規定により公募を行い、「古河市公の施設指定管理者選定審議会（以下、「選定審議会」という）」による選定基準に基づく審査のうえ、指定管理者指定候補者を選定します。

なお、審査内容については、応募書類、プレゼンテーションの審査を行い、最も適当と認める指定管理者指定候補者を選定します。

(4) 問合せ先

〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248

古河市 社会教育施設課 庶務係

TEL 0280-92-4501（内線5111）

FAX 0280-92-2214

E-mail: syakai.kyouiku@city.ibaraki-koga.lg.jp

2. 対象施設の概要

(1) 設置目的

古河市社会教育施設は、組織的な教育活動の場として主体性をもって学習するサークルやグループなど、2人以上で構成された団体利用を目的とした施設です。

(図書館・図書室・自習室を除く)

(2) 施設の基本事項

別冊：業務仕様書 「4. 対象施設の基本事項」のとおり

(3) 施設の利用状況

【参考】過去5年間の利用者実績

単位：人

施設名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総和地域交流センター	中央公民館	23,193	31,190	37,025	38,055
	さくら公民館	6,009	7,058	10,304	11,949
	ふれあい公民館	7,697	10,904	15,922	12,644
つつみ公民館		9,008	12,460	16,730	18,486
古河東公民館		10,554	10,767	18,576	19,873
中田公民館		8,398	12,137	20,655	23,798
生涯学習センター総和		11,060	136,462	62,108	28,416
ユースセンター総和		14,862	20,077	37,021	24,885
地域交流センター		26,697	34,079	51,315	60,95
駅西地域交流センター		9,112	12,953	21,872	21,657

三和地域交流センター	19,198	7,289	43,240	53,894
------------	--------	-------	--------	--------

※令和3・4年度の生涯学習センター総和の利用実績には、茨城県県西地区新型コロナウイルス大規模集団接種会場としての利用が含まれます。

【参考】過去5年間の利用来館者数

単位：人

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
古河図書館	108,639	108,817	107,079	106,797

【参考】過去5年間の利用件数実績

単位：件

施設名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総和地域交流センター	中央公民館	1,667	2,461	2,892	2,832
	さくら公民館	536	662	964	1,044
	ふれあい公民館	569	825	1,124	957
つつみ公民館		976	1,284	1,692	1,799
古河東公民館		1,288	1,380	2,342	2,313
中田公民館		970	1,187	1,971	2,055
生涯学習センター総和		849	4,814	6,099	1,766
ユースセンター総和		1,500	1,803	2,698	1,773
地域交流センター		2,239	2,837	4,445	4,579
駅西地域交流センター		1,246	1,598	2,315	2,352
三和地域交流センター		1,477	664	2,811	3,582

※【参考】公民館等社会教育施設休館期間

R2年度 99日間【4/1～5/31（61日） 1/18～2/24（38日）】27.1%休館

R3年度 75日間【4/22～5/12（20日） 8/6～9/30（55日）】20.5%休館

R4年度 休館なし

R5年度 休館なし

※利用件数には、市及び学校等の全額免除による利用が含まれます。

※令和3・4年度の生涯学習センター総和の利用実績には、茨城県県西地区新型コロナウイルス大規模集団接種会場としての利用が含まれます。

【参考】過去 5 年間の貸出実績

単位：冊

施設名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
中央公民館図書室	10,115	12,846	12,104	12,302
つつみ公民館図書室	5,825	7,598	8,183	7,695
中田公民館図書室	7,165	8,294	10,640	9,719
生涯学習センター総和 図書室	5,570	2,421	2,236	6,926
ユースセンター総和図書 室	15,814	18,568	20,731	18,492
地域交流センター（貸出 スポット）	813	1,196	1,579	1,617
古河図書館	76,907	82,794	97,464	94,046

※令和 3・4 年度の生涯学習センター総和の貸出実績は、茨城県県西地区新型コロナウイルス大規模集団接種会場として臨時休室期間が含まれます。

3. 指定管理者が行う業務の範囲（詳細は仕様書参照）

- （１）施設の運営に関する総括的業務
- （２）施設利用に関する業務
- （３）図書に関する業務
- （４）施設の維持管理業務
- （５）その他 市長又は古河市教育委員会（以下「市長等」という。）が特に必要と認める業務
- （６）関係法令の遵守

4. 事業収支に関する事項

(1) 指定管理事業

指定管理者は、市が支払う経費(以下、「指定管理料」という)と施設運営収入をもって指定管理事業を行います。

設置管理条例で規定されている指定管理者が行う業務の範囲及び事業については、業務仕様書に記載された水準を確保すること。

<収 入>

① 指定管理料

指定管理事業を実施するにあたり施設の維持管理・運営に要する費用(下記③)から、事業運営収入(下記②)を減じた額を指定管理料として提案してください。

指定管理料の上限額は、5年総額 2,001,000 千円(税込)とします。
(単年度 400,200 千円(税込)程度とします)

※上限額を超えて提案がなされた場合は失格とし、審査の対象から除外します。

- ・5年間の上限額を超えなければ単年度の指定管理料は提案となります。
- ・指定管理料は、提案された経費をもとに各年度の予算の範囲内で市と指定管理者が協議のうえ決定することとします。

② 事業運営収入

ア 利用料金収入

本事業では、利用料金制を導入するため、指定管理者は利用者(指定管理者を含む)が支払う利用料金を、自らの収入とすることができます。

利用料金は、市が条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めることができます。

【参考】過去5年間の利用料金収入(税込) 単位:円/年

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
7,632,120	14,625,528	17,666,011	16,472,870

※閉館する「ふれあい公民館」「さくら公民館」収入を含む

イ その他指定管理者が行う事業に係る収入

指定管理者は、講座やコピーサービス等を実施し、サービス提供に係る収入を自らの収入とすることができます。

【参考】過去5年間のその他収入（税込）

単位：円/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座受講料	0	0	433,200	538,200
コピー利用料	120,670	131,390	227,100	245,510
自動販売機電気料	251,932	465,053	435,986	518,688

※「ふれあい公民館」「さくら公民館」収入を含む

※令和2・3年度は、新型コロナウイルス対策により講座未実施

<支 出>

① 施設の維持管理・運営に要する費用

指定管理者が行う施設の維持管理・運營業務に伴う人件費、光熱水費、修繕費、警備業務や清掃業務を外部委託した場合の委託費、保険料及びその他経費が含まれます。

なお、修繕は1件あたり50万円以下（税込）かつ年間総額1,000万円までは指定管理者が負担するものとします。

上記金額を超える修繕や大規模な改修等については、責任の所在及び費用負担等について、市と指定管理者が協議のうえ対応することとします。

ただし、指定管理者の責任によるものは、指定管理者の負担とします。

令和7年度中の開業準備経費が発生する場合は、「様式2 指定管理者収支計画書」に令和8年度収支として記載してください。

なお、臨時休館（臨時休室を含む）を伴う施設改修として、中田公民館は空調設備・LED照明工事を令和8年度から令和9年度にかけ、行う計画をしております。予算措置、実施方法等について指定管理者決定後に協議を行います。

【直近3年の修繕状況】

単位：円

	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
施設修繕	39	7,968,681	49	6,447,111	63	10,156,747
（うち1件50万円未満の修繕）	35	4,192,700	47	8,479,911	61	5,382,747

備品修繕	8	233,750	5	441,550	3	435,380
(うち1件50万円未満の修繕)	8	233,750	5	441,550	3	435,380

※ 件数 金額で記載

過去の修繕 (単位: 円)

年 度	1 件 50 万円以上の修繕		1 件 50 万円以下の修繕	
	支出額 (件数)	主 な 修 繕 内 容	支出額 (件数)	主 な 修 繕 内 容
令和 3 年 度	4,774,000 (2 件)	中 田 公 民 館 ホ ー ル 屋 根 修 繕 業 務 4,180,000 令和 3 年度 中央公民館 大ホール空 調修繕 594,000	5,382,747 (61 件)	令和 3 年度生涯学習セン ター総和 浄化槽蓋修繕 385,000
令和 4 年 度		古 河 市 中 央 公 民 館 学 習 室 エ ア コ ン設置業務 1,042,800 令和 4 年度 つつみ公民 館消防設備 修繕 (更 新) 990,000	8,479,911 (47 件)	古河市中央公民館 図書 室等修繕業務 440,000 生涯学習センター総和屋 根谷板金取合いシーリン グ打ち替え及び1F廊下 天井修繕 344,300
令和 5 年 度	3,775,981 (4 件)	令和 5 年度古 河 市 ユ ー セ ン タ ー 総 和 非 常 照 明 器 具等修繕 1,265,000 令和 5 年度	4,192,700 (35 件)	中央公民館空調冷温水循 環ポンプモーター軸ベア リング不良修繕 358,600 中田公民館中庭硝子廻り 雨漏り修繕 276,278

		古河市地域 交流センター 空調機 (MAC-3 系統 室外機) 修繕 工事 1,031,800		
--	--	---	--	--

※社会教育施設管理運営事業 修繕費（公民館以外の修繕は含まない）

② 公共施設予約システムに要する費用

公共施設予約システム使用料、改修に要する費用は、市の支出とします。

指定管理者は、システム利用に係る通信料を負担するものとします。

③ 図書システムに要する費用

図書システムに要する費用は、全て市の支出とします。

指定管理者が支出する費用はありません。

④ 講座「まなびピアこが」に要する費用

講座「まなびピアこが」に要する費用は、指定管理者の支出とします。
支出内容は以下のとおりです。

- ・「まなびピアこが」チラシ印刷（1期につき、46,000部程度）
- ・講師謝礼（1回あたり2時間程度 5,000円/回）

電力供給の状況 ※すべて東京電力エナジーパートナーと契約

	施設名	契約種別	契約電力 (KW)	供給電圧 (KW)	備考
1	中央公民館	総和庁舎共用のため支払い無			※新施設では別契約予定
2	つつみ公民館	業務用電力	58	6	
3	古河東公民館 古河図書館				※保育所・図書館も含め一括支払
4	中田公民館	業務用電力	112	6	
5	生涯学習センター総和	業務用電力	121	6	
6	ユースセンター総和	業務用電力	133	6	
7	地域交流センター	業務用電力	80	6	
8	駅西地域交流センター	業務用電力	35	6	
9	三和地域交流センター	三和庁舎共用のため支払い無			
10	総和地域交流センター	(新プラン) 業務用電力	195※	6	※契約電力は東電申請時の数値

※2026年3月末で旧標準メニューは新標準メニュー等へ契約が変更になるなど契約の見直しが予定されています。

※契約電力は当月を含む過去12か月における各月の最大需要電力です。

租税公課

指定管理料の全額が消費税の課税対象となります。

また、新たに事業用資産（償却資産）を設置する場合は、固定資産税の課税の対象となります。詳しくは、管轄の税務署等の関係機関にお問い合わせください。

（２）自主事業

指定管理者は、指定管理事業以外に施設の設置目的を達成するために、自ら企画した自主事業を実施することができます。

< 収 入 >

④ 自主事業収入

指定管理者自らが企画した自主事業に伴う収入です。

ア 自主企画事業収入

イ 目的外事業収入

< 支 出 >

⑤ 自主事業に係る経費

自主事業に係る施設利用料金等や目的外事業に係る行政財産使用料、人件費、光熱水費等の経費については、すべて指定管理者の負担となります。

なお、人件費、光熱水費等の経費については、合理的な基準により按分するなど管理運営費と区別してください。

◎ 指定管理者の収入と支出

	収 入	支 出
指定 管理 事業	① 指定管理料	③ 施設の維持管理・運営に要する費用 ・人件費（自主事業に係る人件費を除く） ・光熱水費 ・修繕費 ・報償費 ・委託費（警備業務等を外部委託した場合） ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・保険料 ・公租公課（各種税金、消費税等） ・その他経費等
	② 事業運営収入 ・利用料金収入 ・その他指定管理者が行う事業に係る収入	
自主 事業	④ 自主事業収入 ・自主企画事業収入 ・目的外事業収入	⑤ 自主事業に係る経費 ・施設利用料 ・目的外使用料 ・その他経費等 ・人件費 ・光熱水費

上記の表は収支計画書の科目を限定するものではありません。

（３）自動販売機設置の取り扱いについて

施設内の自動販売機については、市と自動販売機設置者の間で、設置場所の貸付け契約を締結しますので、自動販売機の設置に伴う賃貸借料は全て市の収入となります。

なお、市で貸付け契約の締結を行えない施設においては、指定管理者

において貸付け契約を締結し、指定管理者の収入とすることができます。

自動販売機の設置に伴い発生する電気料金については、専用子メーターにより計測した電気使用量から料金を算出し、自動販売機設置者が指定管理者に収めることになります。

また、施設利用者の利便性の向上等を目的とし、自動販売機の増設等を希望する場合は、市と協議のうえ設置方法を決定することとします。

(4) 管理口座

指定管理業務に係る収入及び経費は、団体自体の口座とは別の口座で適切に管理し、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理することとします。

また、自主事業に係る収入及び経費は、指定管理業務に係る口座とは別の口座で適切に管理することとします。

(5) 経費の支払いについて

指定管理料の支払い時期及び支払い方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議のうえ、双方で締結する協定書において定めるものとします。

なお、指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払われます。

5. リスク分担に関する事項

指定期間内において市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものであり、これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとしします。

◎主なリスクの費用負担区分 ○印が、リスク負担者

項 目	内 容	負 担 者	
		市	指定 管理者
物 価 変 動	人件費，物品費等物価変動に伴う増加経費負担 <u>※光熱水費が前年同様に利用した場合において、 請求額が前年度比で 20%以上増加した場合は協議</u>		○
金 利 変 動	金利の変動に伴う増加経費負担		○
周辺地域・ 住 民 及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	施設の設置及び運営等に関する住民反対運動，訴訟，要望などへの対応に伴う増加経費負担	○	
	指定管理者が行う施設の管理，運営等に関する住民からの訴訟，苦情，要望などへの対応に伴う増加経費負担		○
法 令 の 変 更	施設管理，運営に関する法令変更の対応に伴う増加経費負担	○	
	広く一般に適用される法令変更の対応に伴う増加経費負担		○
税制度の変更	施設管理，運営に影響する税制・税率の変更に伴う経費負担（消費税等）	○	
	指定管理者が負担すべき一般的な税制・税率の変更に伴う経費負担（法人税等）		○
許 認 可	市が取得すべき許認可の遅延に伴い指定管理者側に発生した増加経費負担	○	
	指定管理者が取得すべき許認可の遅延に伴い市側に発生した増加経費負担		○
政治，行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治，行政的理由から，施設管理，運営業務の継続に支障が生じた場合，又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理における当該事情による増加経費負担	○	

不可抗力	不可抗力（暴風，豪雨，洪水，地震，落盤，騒乱，暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に係る施設，設備の修復に伴う増加経費負担	《 協議事項 》	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りに伴う増加経費負担	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに伴う増加経費負担		○
資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）に伴う増加経費負担	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）に伴う増加経費負担		○
施設・設備等の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外のもの（経年劣化・第三者の行為で相手が特定できないもの等）	《 協議事項 》	
修繕	1 件あたり 50 万円以下の修繕 ※総額年間 1,000 万円に到達した場合は協議		○
	上記以外の大規模修繕	《 協議事項 》	
第三者への賠償	指定管理者としての注意を怠ったことに伴う増加経費負担		○
	上記以外の理由に伴う増加経費負担	○	
セキュリティ	警備不備等による情報漏えい，犯罪発生に伴う増加経費負担		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収に伴う増加経費負担		○

- ※1 自然災害(地震・台風等)等により、建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがある。復旧可能な場合、その復旧に要する費用は、市と指定管理者が協議を行うこととする。
- ※2 施設・設備等に関する事故・損傷発生時の対応については、第1 義的には指定管理者が行う。その後の対応については、市と指定管理者が協議を行うこととする。
- ※3 施設・設備の設計・構造上の瑕疵についてのリスクは、市と指定管理者が協

議を行うこととする。

6. 応募者に関する事項

(1) 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人、その他の団体（複数の団体が共同するグループを含む。）とします。

※ 個人での応募は出来ません。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する法人等は、申し込みの資格がありません。

- ① 破産者で復権を得ない法人等
- ② 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法人等が、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条に抵触している場合。ただし、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同法施行令第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札の等の参加を制限されている法人等
- ④ 国税、都道府県税及び市町村税等（当市分に関しては、市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金）を滞納している法人等
- ⑤ 古河市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 32 号）第 2 条第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等

(3) グループ応募

複数の団体（以下、「グループ」という）が共同で応募する場合は、以下の事項に留意してください。

- ① グループ応募の場合は、グループの名称を設定してください。なお、応募時におけるグループ名は、指定後、正式な指定管理者名となります。
- ② グループ応募の場合は、代表となる団体（以下、「代表団体」という）を選定してください。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- ③ 現地見学会兼募集説明会へは、すべての構成団体が出席してください。参加人数は各構成団体とも 2 名以内とします。
- ③ グループ応募の場合は、応募書類のオ～セを構成団体ごとに提出してください。

- ④ グループ応募の場合は、すべての構成団体が欠格事項に該当しないこととします。
- ⑥ グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、又は単独で応募を行うことは出来ません。

※共同体での応募については、当該構成団体間で協定または覚書等
を交わしていただき、他の応募書類とともに提出してください。

7. 募集等に関する事項

(1) スケジュール

(2025)

ア 募集要項の配布	令和7年4月7日(月)～4月30日(水)
イ 現地見学会兼募集説明会の受付	令和7年4月30日(水) <u>午後5時まで</u>
ウ 現地見学会兼募集説明会の開催	令和7年5月2日(金)
エ 募集に関する質問受付	令和7年5月3日(土)～5月9日(金)
オ 募集に関する質問回答	令和7年5月16日(金) 予定
カ 応募書類の提出	令和7年5月19日(月)～6月19日(木) <u>午後5時まで</u>
キ 審査(選定審議会)	令和7年7月上旬予定
ク 審査結果の通知	令和7年7月下旬～8月上旬予定
ケ 指定管理者指定候補者との協定協議	令和7年9月予定
コ 指定管理者の指定	令和7年9月予定
サ 指定管理者との協定締結	令和7年10月予定

(2) 募集手続き

ア 募集要項の配布

配布書類：募集要項、業務仕様書及び関係書類

配布期間：令和7年4月7日(月) 午前10時から

令和7年4月30日(水) 午後5時まで

(土日祝日は除く)

配付方法：社会教育施設課(中央公民館)窓口で直接配付、又は

ホームページからダウンロード

※ 郵送請求は受け付けません。

(古河市公式ホームページ <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>)

イ 現地見学会兼募集説明会の受付

本施設の現地見学会兼募集説明会の参加申し込みを下記のとおり受け付けます。

参加申込：令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時まで

（土日祝日は除く）

申込書類：現地見学会兼募集説明会参加申込書（別紙様式 1）

申込方法：社会教育施設課へ F A X または E - mail

（※いずれも電話連絡の上、送信を確認してください）

※ 応募者は、現地見学会兼応募説明会へ必ず参加してください。

ウ 現地見学会兼募集説明会の開催

① 開催日：令和 7 年 5 月 2 日（金）

② 時 間：午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

※受付時間：午後 1 時 45 分～午後 2 時

※説明会前の館内写真撮影はご遠慮ください。

③ 場 所：社会教育施設（中央公民館）

※当日の現地見学会は、総和地域交流センター予定地のみにとします。他の施設の見学を希望する場合は、説明会時に申込をお願いいたします。

④ 参加人数：参加人数は各団体とも 2 名以内とします。

※グループ応募の場合はすべての構成団体が出席してください。（3 社以上の構成団体となる場合、1 社 1 名の出席としてください）

⑤ 注意事項

○ 現地見学会兼募集説明会当日は、募集要項・業務仕様書及び関係書類は配布しませんので、各自でご持参ください。

○ 現地見学会兼募集説明会へ不参加の場合の応募は認めません。

エ 募集に関する質問受付

募集要項及び業務仕様書等の内容に関する質問を受け付けます。

①受付期限：令和 7 年 5 月 9 日（金） 午後 3 時まで

②受付方法： 質問書（別紙様式 2）に必要事項を記入のうえ、社会教育施設課（中央公民館）へ F A X または E - mail で提出してください。

なお、窓口及び電話での質問、受付期限後の質問には応じません。

オ 募集に関する質問回答

原則として現地見学会兼募集説明会に参加した全団体に F A X または E - mail にて回答(令和 7 年 5 月 16 日(金)発送予定)しますので、**受信確認を返信願います。**なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については、回答しないことがありますのでご了承ください。

カ 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

①受付期間：令和 7 年 5 月 19 日(月)から 6 月 19 日(木)まで

②受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

(正午から午後 1 時を除く。土日除く。)

③提出場所：古河市 社会教育施設課

(中央公民館 住所：古河市下大野 2248)

④提出方法：必要書類等を上記の場所に提出してください。

(郵送可)

キ 審査

応募書類、プレゼンテーションの審査を行い、最も適当と認める指定管理者指定候補者を選定します。

ク 審査結果の通知

審査の結果は、全応募団体に郵送で通知します。また、書類審査通過団体に対しては、プレゼンテーションについての詳細を通知します。

プレゼンテーションの結果は、令和 7 年 7 月下旬～8 月上旬頃を目安に郵送で通知します。また、後日、古河市ホームページに結果(公開項目)を掲載します。

ケ 指定管理者指定候補者との協定協議(又は仮協定締結)

市は指定管理者指定候補者に選定された団体と協議を行い、委託費や業務の細目事項について定める協議を行います。(又は仮協定を締結します。)

コ 指定管理者の指定

議会の議決を受けて、指定管理者指定候補者を指定管理者に指定します。

サ 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後、本協定とする日を通知することにより、仮協定は書き替えることなく本協定書になります。

【仮協定を締結しない場合】

指定管理者の指定後、委託費や業務の細目事項について協定を締結します。

8. 応募に関する事項

(1) 応募書類

受付期間内に以下のとおり応募書類を提出してください。使用する用紙の規格は、原則A4縦長とし、図面など規格を超えるものはA4の大きさに折り曲げてください。

また、インデックス等で応募書類を示してください。

提出部数 正本1部 副本9部

※ 副本は原本の写し。登記事項証明書と納税証明書は、原本を正本に複写した証明書を副本に添付してください。

- ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- イ 古河市社会教育施設指定管理者事業計画書（様式1）
- ウ 古河市社会教育施設指定管理者収支計画書（様式2）
- エ 古河市社会教育施設家申請表明書兼誓約書（様式3）
- オ 財産目録
- カ 定款又は規約等、それに準ずるもの（最新のもの）
- キ 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- ク 法人等の収支予算書及び事業計画書（最新のもの）
- ケ 法人等の収支決算書及び事業報告書（過去2年間のもの）
- コ 理事、評議員又は役員名簿及び理事又は役員の経歴を記載した書類
- サ 監査結果資料又はこれに準ずるもの
- シ 類似施設の業務実績を記載した書類
- ス 国税、都道府県税、市町村税に関する納税証明書、又は未納が無いことの証明書（過去2年間について確認できるもの）
 - ① 国税＝法人税、消費税及び地方消費税
 - ② 都道府県税＝法人都道府県民税、法人事業税
 - ③ 市町村税＝法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税

※ 課税されていない場合は、その理由を提出すること。

(任意様式)

セ 団体の概要がわかるもの（パンフレット等）

ソ 労働者の賃金や労働時間等の労働条件がわかるもの（就業規則、給与規程等）

タ グループ応募構成届（様式４）

※グループ応募の場合のみ

※共同体での応募については、当該構成団体間で協定または覚書等を交わしていただき、様式４とともに提出してください。

チ その他

市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

（２）留意事項

ア 応募の辞退

応募後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

イ 費用負担

応募に要する経費等はすべて応募団体の負担とします。

ウ 応募書類等の返却

応募書類等は、理由の如何にかかわらず返却しません。

指定されなかった応募団体の応募書類は、指定管理者指定後速やかに廃棄します。

エ 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、指定管理者決定までの間は応募団体に、指定管理者決定後は指定管理者に指定された団体の応募書類の著作権は市に帰属します。

ただし、市は指定に必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。指定されなかった応募団体の応募書類の著作権は、応募団体に帰属します。

オ 応募書類の情報公開

応募書類は、指定管理者選定審議会で審議されるほか、議会における審議で使用される場合があります。

カ 応募内容の不備

指定管理者決定後、指定管理者に指定された団体の応募書類に記載漏れや虚偽記載があったことが発覚した場合には、指定取り消しの対象となります。

9. 選定に関する事項

(1) 選定方法

手続条例に基づき設置された選定審議会において、評価基準をもとに選定します。

審査

応募団体からの指定管理者事業計画書（様式1）及び指定管理者収支計画書（様式2）等を総合的に点数評価するとともに、プレゼンテーション・質疑応答を行い、最も適当と認める指定管理者指定候補者を選定します。

プレゼンテーションでは、団体は市に提出した応募書類のみを使用します。追加資料、パソコンやプロジェクター等の機器は使用できません。

(2) 評価基準

手続条例第4条に定められた選定基準に基づき設定した「古河市社会教育施設評価基準」により評価します。別紙「古河社会教育施設評価基準」を踏まえて事業提案をしてください。

(3) 審査方法

審査項目に対する得点の合計を総合得点とし、総合得点が選定審議会で定める最低基準を満たし、かつ得点が最も高い団体を指定管理者指定候補者として選定します。

(4) 選定審議会

ア 選定審議会は、市民や学識経験者等により構成され、選定基準の検討や応募団体の評価等を行い、公平・公正に指定管理者指定候補者を選定します。

イ 選定審議会は、原則、非公開とします。

10. 協定に関する事項

(1) 協定の締結

市は、議会の議決を受け、指定管理者指定候補者を指定管理者として指定するとともに、指定された指定管理者と細目協議を行い、指定期間全般を通じた基本協定と令和8年度に係る年度協定を締結します。

なお、古河市議会が議決しなかった場合又は否決した場合において、

応募団体が応募に関して負担した費用(準備行為を含む)は、一切補償しません。

(2) 協定の締結時期

ア 基本協定 令和7年10月上旬～を予定しています。

イ 年度協定 令和8年3月下旬を予定しています。

※予算確定かつ基本協定締結後

(3) 基本協定の主な項目

ア 指定期間に関する事項

イ 事業計画に関する事項

ウ 利用料金に関する事項

エ 市が支払うべき管理費用(指定管理料)に関する事項

オ 事業報告、業務報告およびモニタリングに関する事項

カ 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項

キ 物品の所有権の帰属に関する事項

ク 利用者等に係る個人情報の保護に関する事項

ケ 管理に当たって保有する情報の公開に関する事項

コ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(4) 年度協定の主な項目

ア 年度協定の期間に関する事項

イ 指定管理料

ウ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(5) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないものとします。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定にいずれか該当することとなったとき。

ウ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

エ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 1 . 引き継ぎに関する事項

指定管理者に指定された団体は、業務開始日より円滑かつ支障なく施設の管理業務を遂行できるよう事前に各業務の習得及び必要な引き継ぎを受けるものとします。

なお、引き継ぎ及び準備行為の実施に要する費用は、指定管理者の負担とします。

1 2 . その他の注意事項

(1) 市と指定管理者の協議について

- ア 指定管理者が施設の管理運営業務に係る各種規程又は要綱等を作成するときは、市と協議を行うこと。
- イ 業務仕様書又は協定書に記載のない事項が生じた場合や協定書の解釈に疑義が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議を行うこと。

(2) 再委託について

指定管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、事前に市の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

(3) 保険の加入

現在、公民館総合補償制度に加入しています。(補償期間 2026 年 5 月 1 日午後 4 時まで) 指定管理者制度導入後も加入手続きを行い、指定管理者による支払があれば継続加入が可能です。施設の管理上の瑕疵に起因する事故や事業実施中の事故等、指定管理者の責任において生じた賠償責任については、指定管理者が賠償・補償を行うこととなります。

そのため、指定管理者は必要な保険に加入し、当該保険により対応することとします。

なお、施設そのものの瑕疵等、市の責任において生じた賠償責任については、市が加入する「全国市長会の市民総合賠償補償保険」の対象となり、市の責任において賠償・補償を行うこととします。

参考資料 【公民館総合補償制度の加入内容】

(1) 行事傷害補償制度 M型

・保険金額	死亡・後遺障害	(1名につき)	6,500,000 円
	入院1日あたり	(1名につき)	3,900 円
	手術	入院中の手術：	円
		入院保険金日額の10倍	
		外来の手術：入院保険日額の5倍	
・見舞金	疾病死亡弔意金		100,000 円
	疾病入院見舞金	1日あたり	5,000 円
	特定災害見舞金		60,000 円

1 3 . 様式及び資料

- | | | |
|---------------|------------------|-----------------|
| (1) 別紙 | 古河市社会教育施設評価基準 | |
| (2) 様式第 1 号 | 指定管理者指定申請書 | |
| (3) 様式 1 | 指定管理者事業計画書 | |
| (4) 様式 2 | 指定管理者収支計画書 | |
| (5) 様式 3 | 申請表明書兼誓約書 | |
| (6) 様式 4 | グループ応募構成届 | |
| (7) 別紙様式 1 | 現地見学会兼募集説明会参加申込書 | |
| (8) 別紙様式 2 | 質問書 | |
| (9) 資料 | 平面図 | 【現地見学会兼募集説明会配布】 |
| (10) 資料 | 備品台帳 | 【現地見学会兼募集説明会配布】 |

1 4 . 参考例規

- (1) 古河市公民館の設置及び管理に関する条例
- (2) 古河市公民館管理運営規則
- (3) 古河市公民館利用条例
- (4) 古河市公民館利用規則
- (5) 古河市地域交流センターの設置及び管理に関する条例
- (6) 古河市地域交流センター管理運営規則
- (7) 古河市交流センターの設置及び管理に関する条例
- (8) 古河市交流センター管理運営規則
- (9) 古河市ユースセンター総和の設置及び管理に関する条例
- (10) 古河市ユースセンター総和管理運営規則
- (11) 古河市生涯学習センター総和の設置及び管理に関する条例
- (12) 古河市生涯学習センター総和管理運営規則
- (13) 古河市立図書館の設置及び管理等に関する条例
- (14) 古河市立図書館管理運営規則
- (15) 古河市公民館等図書室管理運営規則
- (16) 古河市社会教育施設における営利団体が利用する場合の基準を定める
要綱
- (17) 古河市公民館等講座の実施に関する要綱
- (18) 古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (19) 古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則

- (20) 古河市情報公開条例
- (21) 古河市情報公開条例施行規則
- (22) 古河市個人情報保護条例
- (23) 古河市個人情報保護条例施行規則
- (24) 古河市暴力団排除条例

※（１）から（14）については、令和８年４月１日までに条例及び規則の一部改正を行います。{統廃合を含む}

統廃合の内容は、「古河市社会教育施設 指定管理者業務仕様書」P3を参照

様式、参考例規及び一部の資料は、古河市公式ホームページからダウンロードができます。また、現地見学会兼募集説明会で配布する資料もありますので、注意してください。